

地域計画に係る協議の場 次 第

日 時	令和 7 年 10 月 9 日（木） 13:30～
場 所	空知土地改良区 2 階 大会議室

1 開 会

2 内 容

- （１）地域計画の協議の場について
- （２）地域計画の変更に係る経過について
- （３）地域内の農業を担う者一覧の更新（新規参入）について

3 閉 会

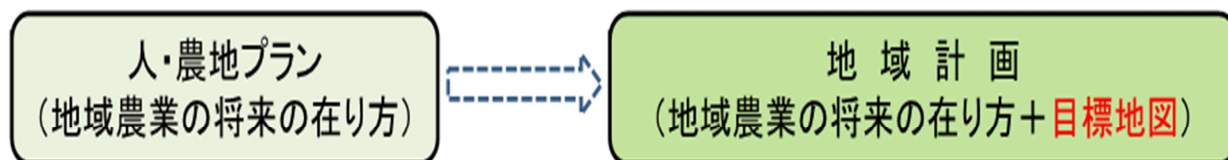
地域計画に係る協議の場
出席関係機関

関係機関名
地域農業者
地域農業者
地域農業者
たきかわ農業協同組合
滝川市農業委員会
北海道農業共済組合道央統括センター中空知支所
空知土地改良区
江部乙土地改良区
北海道農業公社 岩見沢支所
空知農業改良普及センター 中空知支所
滝川市

【開催結果】地域計画に係る協議の場の開催について

1 地域計画の協議の場について

- 国はこれまでの人・農地プランから、将来の農地ごとの利用の姿を明確化した地域計画を定めることを法定化。
- これを受けて、滝川市においては、関係機関との協議を重ねながら令和6年3月に地域計画を策定。



- 地域計画策定後は、年1回以上定期的に協議の場を開催し、地域計画「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」（以下「地域計画の目標」という。）の進捗状況を話し合うことが求められている。
- また、農業を担う者として新たに担い手や参入企業を目標地図に位置付ける際に地域計画の変更が必要になることから、協議の場の開催が求められている。

2 地域計画の変更に係る経過について

- 新規就農者は令和5年4月から168の農業者のもとで地域おこし協力隊（農業研修生）として活動しており、令和8年4月に3年間の研修期間を満了し、新規就農する。
- 新規就農に向け農地を取得するにあたり、地域計画の目標地図に位置付けられた農業者である必要があることから、地域計画を更新する。

3 地域内の農業を担う者一覧の更新（新規参入）について・・・承認

- 地域計画「4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）」について、認定新規就農者として175を追加。
 - 175は、168の農業者から農地を取得することから、10年後の経営面積において168から175に10ha移動。合計面積に変更なし。
 - 新規就農者が取得する面積については以下の通り。
 - ①購入する田の面積 302a
 - ②購入する畑の面積 154.2a
 - ③賃借する田の面積 584a 計1,040a ÷ 10ha
 - 当初作付する作物については、水稻、秋まき小麦、菜種、オウギ、雪割りなばな、スイカを予定。5年後の目標としてはそば、ゴボウ、インゲンを追加予定。
- 普及センター補足)
- 技術・経営計画・償還計画について、市と普及センターで作成したものであり、足元を見ながら立てた計画であり、就農については問題ない。

4 質疑応答

北海道農業公社 岩見沢支所

○最終的には168の農業者の経営する農地を全て175の農業者が引き継ぐのか。

⇒回答：全て引き継ぐ予定である。地域計画上は現時点で10年以内の取得が確定している10haについてのみ記載している。

○10haの経営で成り立つのか。

⇒回答：継承元の168の農業者は収量が多く、その経営を引き継ぐ計画であるため、新規就農者である点を鑑みて3割減の収量だとしても、経営を維持することが可能なだけの所得を見込める。